

置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事  
請負業者選定プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合が実施する置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においてプロポーザルとは、公募により一定の条件を満たす応募者から、工事費見積書及び技術提案を求め、その提案内容について総合的に比較検討し、最も適格と判断される者を優先交渉権者として選定するものである。

(請負業者審査委員会の設置)

第3条 プロポーザルに必要な事項の検討及び優先交渉権者の選定を行うため、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、別に要領を定める。

(公募に関する事項)

第4条 公募に際して明示する事項は、次のとおりとし、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者選定プロポーザル募集要項に示すものとする。

- (1) 建設工事概要
- (2) 工事費予定額
- (3) 請負業者審査の基準
- (4) 応募の受付期間
- (5) 技術提案の考え方
- (6) その他応募に関しての必要な事項

(優先交渉権者の選定)

第5条 優先交渉権者の選定は、理事会が別に定める置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事請負業者審査委員会設置要領（以下「審査委員会設置要領」という。）に基づき審査委員会が行う。

2 審査は、審査委員会が審査委員会設置要領の審査基準に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング及び応募書類について採点を行い、優先交渉権者及び次点者をそれぞれ選定する。

(基本協定の締結)

第6条 本組合と優先交渉権者は、建設工事の請負契約に至るまでの手続きに関して基本協定を締結するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行し、令和3年3月31日をもって廃止する。